# 日建連の時間外労働上限規制対応

### 一般社団法人日本建設業連合会 総合調整グループ 参事 原井 聡志

# 1 はじめに

2017年3月に政府が決定した「働き方改革実行計画」により、建設業においては、2019年4月の改正労働基準法の施行から5年後の2024年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることとなった。(一社)日本建設業連合会(以下、「日建連」という)では、会員企業を始めとする建設業界全体が改正法の上限規制に対応できるよう、様々な取組みを行っている。

本稿では、時間外労働上限規制対応への日建連 や日建連会員企業の取組みについて紹介する。

#### 日建連の時間外労働上限規制対応の対象者

日建連は、一定規模以上の元請工事完工高を有する総合建設業を営む者を法人会員とする団体であるため、上限規制の対応は、主として技術者である会員企業の従業員の労働時間を対象としている。会員企業の工事現場で作業に従事する技能者については、通常は下請事業者の所属であり、当会会員企業自身がその労働時間を直接コントロールできる立場にはないため、休暇を取得しやすい環境づくりのための「週休二日」運動を展開するに留まっている。

# 日建連の今までの取組みの概要

日建連では、政府が決定した「働き方改革

実行計画」を受けて、2017年9月に「時間外労働の適正化に向けた自主規制目標」や「週休二日実現行動計画」等を柱とする「働き方改革推進の基本方針」を定め、時間外労働上限規制対応の取組みを開始した。

# 1)「時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行について」

日建連では、2017年9月に、「時間外労働の適 正化に向けた自主規制の試行について」を理事会 承認した。

2018年度までは各会員企業の自主的な取組みに 委ねることとし、2019年度から2023年度までの時 間外労働時間の自主規制目標を設定した。自主規 制目標は、2022年3月の修正により、改正法同等 基準到達の目標を前倒ししている(図1)。

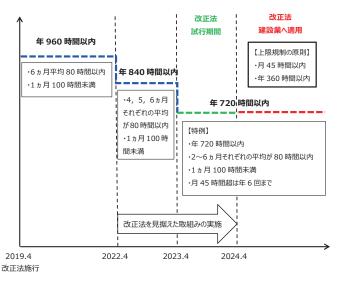


図 1 時間外労働時間自主規制修正目標

また、労働時間のフォローアップ調査<sup>1</sup>を行い、会員企業の段階的な取組みの実施状況を把握することとした。

# 2)「週休二日実現行動計画」

日建連では、2017年12月に「週休二 日実現行動計画」を策定した。

2021年度末までに、適用困難事業所を除く全事 業所で週休二日(4週8閉所)を実現することを 目指すこととし(図2)、週休二日実現行動計画 のフォローアップ調査<sup>2</sup>を行うこととした。

そして、日建連では、以下の3)及び5)のとおり、発注者に対して働きかけを行うとともに、「統一土曜閉所運動」の展開や、ロゴマーク(図3)、ピンバッジなどのグッズ、ポスターやパンフレット制作などのプロモーション活動により、気運を高める取組みなどを行ってきた。



"健やかさ"を表すブルーのヘルメットでロゴ化。 左右2本の帯でアテンションをつくりつつ、 週休二日を実現して元気な現場を目指していくマークにしました。

図3 ロゴマーク

## 3)「公共工事の諸問題に関する意見交換会」

日建連では、「公共工事の諸問題に関する意見 交換会」において、工事現場における「週休二日 の実現に向けた環境整備」や、現場の技術者の 「業務の効率化の推進」などをテーマに掲げ、国 土交通省や都道府県、市町村などの公共工事の発 注者とともに、公共工事における時間外労働削減 の環境整備に取り組んできた。

#### 4) 生産性向上事例の発信

日建連の生産性向上推進活動は、近い将来に到 来する「建設技能者の大量離職時代」を乗り切る



図2 週休二日実現行動計画の基本フレーム

ための省人化の実現を目指す取組みではあるが、 技術者の総労働時間削減に資する業務効率化事例 の収集にも努めている。2022年9月公表の「生産 性向上推進要綱2021年度フォローアップ報告書」<sup>3</sup> では、技術者の生産性向上に効果があった具体的 施策を取りまとめた。これらの事例は、日建連 ホームページに掲載しているので、是非ご覧いた だきたい。

## 5) その他の取組み

日建連では、前述の取組みのほか、2020年7月に中央建設業審議会が決定した「工期に関する基準」の策定段階において、中央建設審議会の構成員として、技術者の時間外労働削減に繋がる事項の反映への関与や、民間発注工事の工期設定に関する実態調査、日建連ホームページ内「WorkStyle Lab」での「働き方改革」関連活動事例の紹介、広報誌『ACe建設業界』特集にて、時間外労働上限規制をテーマにした座談会の開催などの活動を行ってきた。

# 日建連会員企業の実情

これまで日建連では、**2**に記載の取組みを行ってきたが、その成果は、まだ、当初目指していた水準に到達したとまでは言えない状況にある。

## 1) 会員企業従業員の時間外労働時間の実情

2.1) で紹介した労働時間のフォローアップ 調査の直近の結果(2022年9月公表)によれば、 会員企業の年間時間外労働時間の平均値は、非管 理監督者については調査開始の2017年以来毎年減

 $<sup>1 \</sup>quad https://www.nikkenren.com/2days/pdf/workingtime 2021.pdf \\$ 

<sup>2</sup> https://www.nikkenren.com/2days/pdf/followup\_2022kami.pdf

<sup>3</sup> https://www.nikkenren.com/sougou/seisansei/pdf/ followup\_2021.pdf



図4 年間時間外労働時間の平均値

少し続けている一方で、時間外労働上限規制の対象外である管理監督者においては2018年以降増加が続いている(図4)。非管理監督者の労働時間の一部が、管理監督者の労働時間に置き換えられていると推測される。

年間時間外労働時間の分布からは、非管理監督者、管理監督者ともに、長時間労働者の比率が減少している傾向が読み取れる(図5)。管理監督者については、360時間以下の範囲内で時間外労働時間が増加していると推測される。

2024年から適用される規制を2021年度の実績に当てはめると、60.7%の非管理監督者が上限規制の原則(360時間/年かつ45時間/月以内)を超過している(表1)。特別条項を適用してもなお、28.6%が超過している(表2)。五つに分けた職種の区分別では、「建築」が最も超過者の割合が高い。

表 1 2024年度から適用される上限規制の2021年度時点での達成 状況(上限規制の原則適用時)

区分	非管理監督者			
	上限規制内	上限規制(原則)超過	小計	
土木	5,141人 28.6%	12,839人 71.4%	17,980人	
建築	5,263人 23.4%	17,200人 76.6%	22,463人	
建築設計	1,479人 32.1%	3,130人 67.9%	4,609人	
事務	11,606人 70.3%	4,904人 29.7%	16,510人	
その他	2,407人 56.3%	1,871人 43.7%	4,278人	
合計	25,896人 39.3%	39,944人 60.7%	65,840人	

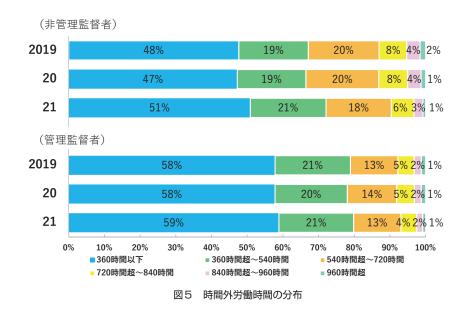
表2 2024年度から適用される上限規制の2021年度時点での達成 状況(特別条項適用時)

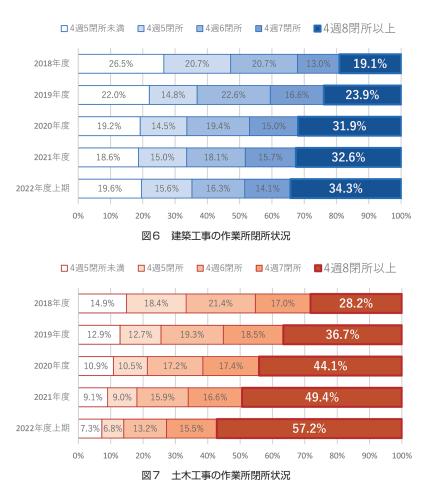
区分	非管理監督者			
	上限規制内	上限規制(特別条項適用時)超過	小計	
土木	10,722人 64.8%	5,815人 35.2%	16,537人	
建築	12,581人 59.4%	8,614人 40.6%	21,195人	
建築設計	3,021人 69.5%	1,327人 30.5%	4,348人	
事務	14,075人 91.6%	1,284人 8.4%	15,359人	
その他	3,033人 88.7%	387人 11.3%	3,420人	
合計	43,432人 71.4%	17,427人 28.6%	60,859人	

2021年度時点では、日建連自主目標(特別条項 適用時の上限規制よりも緩い目標値)の達成を当 面の目標としていた会社が多かったことも、超過 者の割合が高い一因と推測されるが、日建連とし てはこの調査結果に危機意識を持ち、会員企業各 社により一層の取組みを促している。

#### 2)作業所閉所の実情

前出**2.2**) で紹介した週休二日実現行動計画 のフォローアップ調査の結果 (2022年12月公表) によれば、作業所の閉所率は高まっているもの





の、建築工事では直近は伸び悩み、4週8閉所以 上の作業所は、34.3%に留まっている(図6)。

一方、土木工事では順調に閉所日数が伸びてきており、4週8閉所以上の作業所が57.2%と半数を超え、建築工事と有意の差が生じている(図7)。この差は、土木工事が公共工事主体であり、国土交通省発注工事を始め、国策として発注者主導で十分な工期を確保することにより週休二日を実現しようとしていることに対し、民間主体の建築工事では、閉所増により工期が延びることに対し

「2021年度末までに4週8閉所を実現」という 目標には大きな隔たりがある状況を受けて、2022 年7月に、活動期間を2024年末までに延長して 「週休二日の推進」と「時間外労働の削減」を一 体のものとして推進することを決定している。

て発注者の理解をなかなか得にくいことにある。

# 日建連の2023年度の取組み計画

日建連では、3で見たとおり、当初目指してい

た水準の到達には至っていないことから、2023年 度は、以下のように取組みを強化することとした。

# 会員企業従業員の時間外労働上限規制対応の重点施策

#### (1)きめ細かな実態把握

2022年度までは年度単位であったフォローアップ調査を、2023年度は四半期毎に行い、よりきめ細やかな実態把握を行う。

#### (2) 上半期終了時点でのレビュー、推進強化

厚生労働省が過重労働解消キャンペーン期間と 定める2023年11月を「時間外労働削減強化月間」 とし、以下の施策により取組みを強化する。

#### [日建連が実施する取組み]

- 好事例の水平展開
- 関係省庁等とのパネルディスカッション等の意 識啓発活動の実施

#### [会員企業が実施する取組み]

• 自社の上半期実績のレビュー、点検

- 自社内における意識高揚活動
- 会員企業の好事例を参考とした施策の実行

## (3) 支援・周知活動の強化

- ①「適正な工期の確保」「4週8閉所」「契約の見直しに関する協議等」などの必要を訴えるリーフレット(図8)を国土交通省と厚生労働省の後援をいただいて作成し、2023年4月3日に公開した。会員企業各社が共通のツールとして用いることにより、発注者の理解を促す。
- ②日建連ホームページに、日建連の時間外労働上限規制対応をまとめた特設サイトを2023年4月27日に開設し、時間外労働上限規制に関連する情報にアクセスしやすくした。
- ③日建連広報誌『ACe建設業界』にて時間外労働 上限規制対応を特集することとし、第1回とし て2023年5月号に「時間外労働上限規制を知 る」を掲載した。6月以降も複数回にわたって 特集記事を掲載する。
- ④時間外労働上限規制を詳しく知るための会員会

社社内向けリーフレットを作成する。

⑤WorkStyle Labにて好事例を水平展開する。

## (4) 厚生労働省との連携

厚生労働省課長との意見交換会の実施や講演会 を実施する。

## 2) 週休二日推進の重点施策

従来からの活動に加えて、2023年7月から9月を「4週8閉所運動」の推進に向けた活動の強化月間と定め、日建連ではプロモーション活動を強化するとともに、会員企業各社ではより一層の活動を展開する期間とする。

# 5 まとめ

日建連では、2024年4月から建設業においても 適用される時間外労働上限規制に、誰一人取り残 されることがないよう、取り組んでいきたい。





図8 発注者に向けたリーフレット